

## 東広島市教育委員会事務事業評価委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、東広島市教育委員会事務事業評価委員会の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により教育委員会が行う事務の点検及び評価（以下「評価等」という。）の実施に関し、第三者からの視点を確保することにより、評価等の透明性及び客観性を向上させるため、東広島市教育委員会事務事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会が行った評価等に対する、外部の視点からの評価等の実施に関すること。
- (2) 評価等の実施方法等の改善に関すること。

### (組織)

第4条 委員会は、4名以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる物のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育に関して学識経験を有する者
- (2) その他教育委員会が適当と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日からその日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

### (報酬及び費用弁償)

第8条 委員に支給する報酬の額は、日額9,200円とする。

2 委員に支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第5号）の定めるところによる。

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育部教育総務課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

◎平成25年度東広島市教育委員会事務事業評価委員会委員

	氏名	選出区分
委員長	棚橋 健治	学識経験者
委員	大歳 国彦	学識経験者
委員	清原 秀友	学識経験者
委員	大場 由美子	保護者代表